

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱に基づく
民間利活用等推進区域の指定等について

静岡市長

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱第3条第1項及び第2項の規定に基づき、土地利活用事業に使用することができる法定外公共物（河川）の土地の区域（以下、「民間利活用等推進区域」という。）を指定するとともに、民間利活用等推進区域における土地利活用事業に使用するための土地の占用の方針（以下、「土地利活用方針」という。）を定める。

1 民間利活用等推進区域

（1）指定範囲

次に掲げる法定外公共物（河川）の別図に示す区域

- | | |
|-------------|-------------|
| ①宮川地区2号調整池 | ②宮川地区3号調整池 |
| ③宮川地区4号調整池 | ④宮川地区6号調整池 |
| ⑤普通河川異竜沢川 | ⑥水上地区9号調整池 |
| ⑦水上地区10号調整池 | ⑧水上地区11号調整池 |

（2）指定年月日

令和7年12月11日

2 土地利活用方針

（1）民間利活用等推進区域において土地の占用の許可を受けることができる使用方法

駐車場、イベント広場、スポーツ場、その他民間事業者等による多様な利用の促進のために使用する施設で、次に掲げる使用方法に該当しないもの。

ア 政治的又は宗教的活動

イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

エ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

（2）法定外公共物（河川）の治水上の機能に応じて管理者が指定する条件

（審査基準）

設置する占用工作物が治水上の機能を阻害する場合、気象庁が洪水警報又は大雨警報を発表してから3時間以内に撤去完了が可能な作業体制が確保されていること。

(3) その他の許可の方針

(土地利活用事業に係る占用の許可を受けることができる者)

①、⑥、⑦、⑧の民間活用等推進区域は、都市再生推進法人（指定予定者）とする。

②、③、④、⑤の民間活用等推進区域は、土地購入予定者等とする。

(審査基準キ関連)

次に掲げる法定外公共物（河川）占用工作物は貯留機能を有しており、審査基準工からカに掲げる事項のほか、貯留可能容量に余裕があり占用工作物を設置しても必要貯留量を阻害しない場合には、治水上の機能に支障がないものと判断する。

①宮川地区 2号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

②宮川地区 3号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

③宮川地区 4号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

④宮川地区 6号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

⑤普通河川異竜沢川

施設内容については協議に応じる。

⑥水上地区 9号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

⑦水上地区 10号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

⑧水上地区 11号調整池

現在実施設計段階であり、民間事業者等による利活用を積極的に実施したいため、施設内容については協議に応じる。

(工作物の設置に係る施工方法)

使用方法を施設管理者（河川課）に提示し、施工方法について協議すること。